



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑭

収益事業の判定基準 2

物品貸付業

宗教法人が物品を他人に貸し付けて使用料などを収受している場合には、収益事業としての物品貸付業に該当します。

例：仏前結婚等の挙式のための衣装や、それに付随する物品の貸し付け。

不動産貸付業

土地、建物の貸し付けは次の場合を除いて収益事業となります。

- ① 宗教法人法第4条2項に規定する宗教法人が行う墳墓地の貸付業
- ② 国または地方公共団体に対して直接貸し付けられる不動産の貸付業
- ③ 主として住宅の用に供される土地で、その貸し付けの対価が低廉である場合の不動産の貸付業

ここで③でいう「貸し付けの対価が低廉」とは、それぞれの貸し付けごとに次の条件を満たしていなければなりません。

- Ⓐ 貸し付けた土地の上にある建物が、その床面積の2分の1以上が居住の用（アパートやマンション等の賃貸住宅でも可能）に供されていること。
- Ⓑ その建物が別荘に供されていないこと。
- Ⓒ その敷地の面積がⒶの建物の床面積の10倍以下であること。
- Ⓓ その敷地の経常的な地代（名義書替料・更新料・条件変更料を除く）の額が、その敷地の面積にかかる固定資産税と都市計画税の合計額の3倍以下であること。

宗教法人が土地を貸していることは結構多くあると思います。収益事業に該当するかどうかについては、年に一度、固定資産税や都市計画税が決まったときに、判定台帳を整備して確定しておく必要があります。

また、塀や建物の壁面・屋上などを広告のために利用させる行為も、対価を得れば収益事業になります。

出版業

檀信徒に配布する新聞や寺報、経本の出版等については、有償で行えば出版業として収益事業になります。

旅館業

旅館業法による旅館の許可を受けていなくても、宗教法人が宿泊施設を有し、信者または参拝人を宿泊させて宿泊料を受け取ると収益事業となります。ただし、1泊1,000円または1泊2食付1,500円以下の参籠は除外されています。この金額は時代錯誤としかいいようがありませんが、このようになっていますので注意が必要です。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修